

委員会の運営（案）

別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会（以下「委員会」という。）は、別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会設置要綱（平成26年別府市告示第142号。以下「要綱」という。）に基づき運営し、要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。【要綱第8条】

1 会議録の調製

委員長は、委員会の会議を開催したときは、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の概要その他必要と認める事項を記載しなければならない。

※各委員の発言については、発言者の氏名までは記載せず、発言の趣旨を議事の概要とする。

2 会議の公開

委員会の会議は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

※別府市公式ホームページ上においても、会議の配布資料及び会議録を公開する。